

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年10月18日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年11月1日から同月21日まで縦覧に供する。

平成24年10月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 木ノ井地区	琴平町農政課
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 大栗屋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 下所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 飛野湯地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 大橋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 野田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 五反地地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 庚申堂地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 湧井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 柳股地区	〃